

＜サロン9条＞ 第324回例会報告

テーマ「水道事業が民営化されるとどうなるか？」

話題提供 武藤 仁さん（長良川市民学習会事務局長） 25名

昨年末強行採決された水道法「改正」。多くの方が「何？ 何！！」と驚き、訳もわからないうちに国会で強行採決されてしまったことに戸惑いと怒りを感じています。まず知ることが大切ということで、38年間水道事業に携わってこられた武藤さんからお話を聴きました。

水道法は昭和32年に制定されたもので、これは憲法25条生存権の水道版であり、水道法「改正」は、この生存権の否定であると強調されました。

水道法「改正」は、水道の「広域化」を上から（国から）力づくで進めるもので、水道事業「民営化」への誘導です。広域化は、効率重視、住民の暮らし無視の市町村の合併と同じで、災害などで顕著にその弊害が起こっています。

また、コンセッション方式になれば、運営権が自治体から事業者に売り飛ばされ、市民は事業者へ直接料金を支払うことになり、水道業務が自治体から離れてしまいます。自治体が住民の利益を目的とするのに対して、民間事業者は利潤だけを追求するので、料金の高騰、そして経営破たん、更には損害賠償を自治体に請求するという実態が、世界のあちこちで起こり、市民の運動により民営化が見直されています。

今回の「改正」で、水道管の老朽化がひどく、このままだと水道料金が高騰すると盛んに言われていますが、武藤さんは、そういった政権側の説明を鵜呑みにせず自分達が暮らしている岐阜市の実態をまず知ることが必要であると言われました。

質疑・討論では、活発な意見が次々出されました。

「すでにいろんな業務が民間委託されているが、市議会には一切諮られなかった」「岐阜市の上水道はとてもおいしい。外国企業からこの良質の水がねらわれている」「岐阜市水道は有収率70%台でとても低くて問題だ」「水道管の老朽化などの対策で費用がかかる。市民は市による値上げを覚悟する必要がある。民営になれば利潤獲得が主目的となってしまう」「運営権の受け渡しというのは、水道管の取り換えまでも契約に入っているのか？ 議会でしっかり監視していく必要」「コンセッション方式はただの新自由主義旗振りでは？」

「すでに民間委託がすすんでいる岐阜市にもコンセッションを働きかけている。2017年には、岐阜県水道事業広域連携研究会が作られ、官民連携に向けて動き出している」「岐阜市に民営化を止める請願書を出す予定をしている。種子法の請願は全会一致で可決されたので、この問題でも是非市議会を動かしたい」「普段当たり前ナマの水を飲んでいるが、大変なことになる前に現状を知る必要がある。」「広域化については、他県の例も見ながら、身近な問題として情報を共有する必要がある」等々

まず市民が水道事業の実態を知る事が大切であることがわかりました。また最後に、民営化の問題は単なる料金の問題ではなく、命の問題だという指摘がありました。